

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日A会社(以下「会社」という。)に採用され、タクシー乗務員として勤務していた。請求人によれば、平成○年○月○日、会社を無断欠勤し、同日、自動販売機の使い方がわからなくなるなどの症状が出現し、同月○日の出勤途中には右側の感覚がわからなくなり、ろれつが回らなくなるなどの症状が出現したため、同日、B病院に受診したところ、「脳梗塞」(以下「本件疾病」という。)と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として休業補償給付を支給する旨の処分をした(以下「前回処分」という。)

その後、監督署長は、請求人の賃金が最低賃金を下回っていたため、会社に対し是正勧告を行い、会社が平成○年○月○日付けで不足分を請求人に支払ったことを確認したことから、同年○月○日付けで給付基礎日額を○円に変更決定し、休業補償給付を追加支給する旨の処分をした(以下「今回処分」という。)

請求人は、今回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査請求が受理された日から3か月を経過しても審査官の決定がないことから、労働者災害補償保険法第38条第2項の規定に

基づき、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 監督署長は、請求人の給付基礎日額の変更額について、同署の労働基準監督官が会社に対する定期監督時に行った際の同社のタクシー運転手の最低賃金法違反等に係る是正勧告に基づき、実際に会社が追加で支払った賃金を上乗せして、給付基礎日額を再計算していることが、調査結果復命書から確認できる。

(2) 労災保険給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下同じ。）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同法第12条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額その期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金総額」とは、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきであるとされている。そして、その中には、労働基準法第37条に定める時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金も含まれ、この割増賃金は、現実に既に支払われているものだけではなく、実際には支払われていないものであっても、事由発生日において既に債権として確定しているものは「賃金の総額」に算入すべきであるから、この点について検証する。

(3) そこで、まず、請求人の休日日数についてみると、監督署長は、平成〇年〇

月○日から同年○月○日まで（総日数30日）の給付基礎日額の算定期間について、労働日数を29日と認定している。労働基準法第35条第2項によれば、労働者に対する休日は少なくとも4週を通じ4日以上付与しなければならないが、請求人に対しては、この期間に1日しか休日を付与されていないことが認められる。

また、本件の資料からはこの期間の休日出勤には、労働基準法第37条所定の休日割増賃金が支払われた事実は確認できない。

以上のことから、平成○年○月○日から同年○月○日までの賃金支払期間において休日出勤に係る割増賃金分が請求人の給付基礎日額の算定基礎に算入されておらず、この点からして請求人の給付基礎日額は監督署長が変更決定した○円を明らかに超えるものと判断できる。

(4) さらに、休憩時間についてみると、監督署長は、調査復命書において、「拘束時間」を出庫時間から帰庫時間までの時間、「ハンドル時間」を運転時間（タコメーターよりみて15分以上車が全く動いていない時間を休憩として控除）と解説し、個人別成績台帳の拘束時間からハンドル時間を差し引いた時間を休憩時間と認定している。

上記ハンドル時間の解説では、15分以上車が全く動いていない時間を休憩として控除とあるが、15分とした根拠が明確ではなく、また、一件資料からはハンドル時間を休憩時間とする労使間の合意がなされているか否かについて調査した事跡も確認できないのであって、いわゆる手待ち時間まで休憩時間として拘束時間から控除している可能性があると思われる。

したがって、監督署長は、給付基礎日額の算定期間について、当該ハンドル時間が休憩時間か手待ち時間なのかを再調査すべきである。

(5) なお、請求代理人が、賞与は単に毎月の売上げから定率で控除されており給付基礎日額の算定基礎に算入すべきとの主張については、本件の資料からは、これを裏付ける証拠が認められず採用できない。しかしながら、この点についても、監督署長は、ハンドル時間と併せて補充調査することにより当該主張の妥当性を判断すべきであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が給付基礎日額を○円であるとして請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は失当であり、取消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。